

公益社団法人日本糖尿病協会会費に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、定款第7条に定める正会員又は賛助会員が支払う会費に関する必要事項を定め、それによって公益社団法人日本糖尿病協会（以下「本協会」という。）の事業活動に経常的に生じる費用に充てるための収入を安定的に確保することを目的とする。

(会費)

第2条 定款第9条に規定する年会費は、次に掲げるところによる。

- (1) 正会員 2,400円
 - (2) 賛助会員（団体） 100,000円（口数は任意）
 - (3) 賛助会員（個人） 500円（左記を5年間の会費とする）
- 2 前項の年会費についてはその2分の1以上は公益目的事業のために充当するものとする。
- 3 名誉会員、優良模範会員および顧問は上記会費の納入を要しない。

(会費の減免)

第3条 満18歳未満の正会員は、年会費を600円に減額する。

(会費等の納入)

- 第4条 正会員の会費は半年分以上を前納しなければならない。
- 2 賛助会員（団体）は、1年分を所定の方法により納入しなければならない。
 - 3 賛助会員（個人）は、5年分を所定の方法により納入しなければならない。

(資格喪失に伴う正会員等の会費収入義務等)

- 第5条 正会員又は賛助会員が事業年度の途中において退会するときは、その会員であった期間に相当する未納会費を納入しなければならない。
- 2 本協会は、正会員又は賛助会員が納入した会費については、これを返還しない。

(規則の変更)

第6条 この規則を変更する場合は、総会の承認を得て行なうものとする。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

(附 則)

この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

平成26年5月24日改訂

平成27年5月31日改訂